

第1号様式(第1条関係)

※整理番号	※登録年月日	※登録番号	特定設備	種類	能力	No.	No.	No.	No.	No.	
<p>登録申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>地方運輸局長 運輸監理部長 殿</p> <p>住所</p> <p>申請者 氏名又は名称 印 (法人にあつては代表者の氏名)</p> <p>小型船造船業法の第5条第1項の規定により、小型船造船業の登録を申請します。</p>	<p>氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名</p>	<p>小型船造船業の種類</p>	<p>事業場の名称及び所在地</p>	現図工事設備	現図場	面積 (㎡)					
				溶接設備	溶接用変圧器	容量 (KVA)					
					溶接定盤	面積 (㎡)					
				製材設備	動力式の のこぎり機	回転体の直径 (mm)					
						回転数 (r/m)					
				船体製造設備	ドック	長さ (m)					
						幅 (m)					
						深さ (m)					
						耐圧力 (t/㎡)					
					引揚船台	クレーンのつり揚力量 (t)					
						陸上耐圧部の長さ (m)					
						陸上耐圧部の幅 (m)					
						陸上耐圧部の耐圧力 (t/㎡)					
						水中耐圧部の長さ (m)					
						クレーンのつり揚力量 (t)					
					造船台	進水台の材質					
						陸上耐圧部の長さ (m)					
						陸上耐圧部の幅 (m)					
						陸上耐圧部の耐圧力 (t/㎡)					
				船体修繕設備	ドック	水中耐圧部の長さ (m)					
クレーンのつり揚力量 (t)											
進水台の材質											
長さ (m)											
幅 (m)											
深さ (m)											
耐圧力 (t/㎡)											
クレーンのつり揚力量 (t)											
引揚船台	進水台の材質										
	陸上耐圧部の長さ (m)										
	陸上耐圧部の幅 (m)										
	陸上耐圧部の耐圧力 (t/㎡)										
	水中耐圧部の長さ (m)										
	クレーンのつり揚力量 (t)										
進水台の材質											
引揚機の力量 (KW)											

備考

- 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 現図工事設備の欄には、登録申請に係る小型船造船業の種類が小型鋼船造船業又は小型鋼船製造業である場合に限り、記入すること。
- 3 溶接設備の欄には、登録申請に係る小型船造船業の種類が小型鋼船造船業、小型鋼船製造業又は小型鋼船修繕業である場合に限り、記入すること。
なお、同欄中溶接定盤の欄には、登録申請に係る小型船造船業の種類が小型鋼船造船業又は小型鋼船製造業である場合に限り、記入すること。
- 4 製材設備の欄には、登録申請に係る小型船造船業の種類が木船造船業又は木船製造業である場合に限り、記入すること。
- 5 船体製造設備の欄には、登録申請に係る小型船造船業の種類が小型鋼船造船業、小型鋼船製造業、木船造船業又は木船製造業である場合に限り、記入すること。
なお、同欄中クレーンのつり揚力量の欄には、登録申請に係る小型船造船業の種類が小型鋼船造船業又は小型鋼船製造業である場合に限り、記入すること。
- 6 船体修繕設備の欄には、登録申請に係る小型船造船業の種類が小型鋼船造船業、小型鋼船修繕業、木船造船業又は木船修繕業である場合に限り、記入すること。
なお、同欄中クレーンのつり揚力量の欄には、登録申請に係る小型船造船業の種類が小型鋼船造船業又は小型鋼船修繕業である場合に限り、記入すること。
- 7 同一のドック又は引揚船台が、船体製造設備であり、かつ、船体修繕設備である場合には、その旨を注記すること。
- 8 ドックの長さは、きよ底中央におけるきよ底頭部よりせきとびらの内側までの水平長さを記入すること。
- 9 ドックの幅は、きよ底中央におけるきよ底側壁間の水平幅を記入すること。
- 10 ドックの深さは、きよ部中央におけるきよ底から平均潮高線までの深さを記入すること。
- 11 ドックの耐圧力は、盤木部において地盤が耐えることのできる最大圧力を記入すること。
- 12 引揚船台及び造船台の陸上耐圧部の長さは、船台中央における陸上耐圧部頭部から平均潮高線までの長さ(せきとびらを有する場合は、乾水できる部分の長さを含む。)を記入すること。
- 13 引揚船台及び造船台の陸上耐圧部の幅は、盤木部の幅を記入すること。
- 14 引揚船台及び造船台の陸上耐圧部の耐圧力は、盤木部において地盤が耐えることのできる最大圧力を記入すること。
- 15 引揚船台及び造船台の水中耐圧部の長さは、船台中央における平均潮高線から水中耐圧部後部までの長さ(せきとびらを有する場合は、乾水できる部分の長さを除く。)を記入すること。
- 16 引揚機が手まき式の場合には、「手まき式」と記入すること。